

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原告 X

被告 国ほか1名

5 原告第10準備書面

2021年3月31日

水戸地方裁判所民事第1部 合議A係 御中

10 原告訴訟代理人弁護士 児玉晃一

第1 W氏が意識障害に陥った時期について

15 W氏は、午後8時35分ころには意識障害に陥っており、この段階で、病院施設で集中的治療下におかれることで救命できた可能性があるが、それ以降になると可能性が低下する状態でした(甲43号証回答3)。

20 これに対し、被告は、答弁書21頁において、「3月30日午前5時58分、入国警備官は、亡Wが首を動かすなどの動静を確認した」と主張し、日本赤十字社大森赤十字病院の馬庭厚氏、田鎖治氏の意見書(乙4号証の1)4枚目「4」にも、「いずれにせよ、前日夕食を摂取し、異変に気づく直前の3.30午前5時58分には体動のあることが確認されていることから、本件は急死案件である」と記載されていることから、W氏が意識障害に陥ったこと自体を否定しています。

25 また、東谷医師の意見(乙20)によると、「平成26年3月29日午後8時30分の時点において、乳酸アシドーシスが生じることによる意識障害を伴っていた可能性はある」(3枚目「(3)意見書2の内容について」の部分)とするに留まっています。

被告が主張するように、W氏が意識障害に陥ったのがより遅い時期だったのであれば、治療により救命可能だった時期、そのために救急搬送すべき時期もその分遅くなることとなります。

## 5 第2 検査に要する時間について

病院施設に搬送されたあと、検査に要する時間について、被告は、東谷医師の意見（乙22の4頁）を前提に、「心疾患を考えるに至るまでには、早急に検査を行うことのできる施設であっても、1時間以上を要する」と主張しています。

10 この点について、原医師の意見書（甲45の3頁）では、「搬送してすぐに血液検査及び心電図をとり、病院を探ります。検査に要する時間は医療機関にもよりますが施設内で検査が行えればおよそ60分以内と考えます」とされているので、東谷医師の意見と大きな違いはありません。

15 これら意見を踏まえると、検査に要する時間は60分前後と考えるのが合理的です。

## 第3 W氏を救急搬送すれば救命可能であった時期について

原告は、3月29日午後6時ころ（W氏がうめき声を上げて「要件あり」と書かれたボードを出し、職員が車いすに乗せたころ）から午後7時46分  
20 から間もない時点（W氏が車椅子に乗り大きなうめき声を上げたころ）であると主張しています。

これは、W氏が意識障害に陥った時点である8時35分から逆算して、救急搬送に要する時間、及び検査に要する時間を考えると遅くとも「午後7時46分から間もない時点」に救急搬送に着手する必要があったという考えに  
25 基づきます。

前述のとおり、検査のために60分前後の時間を要するとすると、搬送時

間も併せ考えれば、救急搬送すべき時期は午後 7 時 4 分の時点（ベッドに寝かせようとしたところ、W 氏が絶叫し、床にはいつくばり、うめき、転がっていた時点）まで早まる可能性があります。原医師も、「午後 7 時 4 6 分から間もない時点」に搬送しても 100%の救命確率であるわけではないと  
5  
しています（甲 4 5 の 3 頁）。しかし、救急時の救命のための応急処置と原因  
究明のための検査、さらには治療を並行して行うことは可能であり（甲 4 5  
の 3 頁）、かかる観点も併せ考えると、「午後 7 時 4 6 分から間もない時点」  
で救急搬送すれば救命についての高度の蓋然性があつたといえます。午後 7  
時 4 分の時点で救急搬送に着手していれば、救命可能性はさらに高まるはず  
10  
でした。

#### 第 4 東日本センター職員の注意義務違反について

1 被告は、平成 26 年 3 月 29 日午後 7 時以降の亡 W の状態が明らかに  
異常であったとの原告の主張に理由はなく、東日本センター職員において亡  
15  
W に救急搬送を要するほどの容態の変化があつたとは判断し得ないと主張  
しています。

2 しかしながら、訴状において詳しく述べたとおり、3 月 27 日における W  
氏の容態の悪化は明らかでした。

【午前 11 時 27 分】W 氏が職員に対して、「気分が悪くて立つ  
こ  
とができない」と訴え。

【午前 11 時 28 分】血圧を測定したところ、血圧は 158/103 と高く、脈拍  
は 112 であり、看守責任者に報告（甲 2・287 頁、甲 12・50 頁）。

【午前 11 時 42 分】W 氏の容態を心配した A ブロック、B ブロックの被収  
容者十数名が「W 氏を早く医者に診せろ」と述べ、ホールに留まり帰  
25  
室を拒否（甲 12・50 頁）。

【午前 11 時 54 分】処遇首席の指示により、W 氏は 104 号室から休養 3 号

室に移され、監視カメラによる動静監視が開始。W氏は自力で歩行することができず、車椅子に乗せられて休養室に運ばれ、職員によって休養3号室のベッドに横臥（甲12・51頁）。

5 【午後1時29分】庁内診療がなされ、血圧が87/53と一転して低血圧、  
脈拍が93、簡易検査により血糖値が219mg/dL（基準値70～109）と  
極めて高い数値。医師は、意識清明と診察し、「採血結果によっては  
紹介状必要か」と、血液検査の結果によっては外部病院の紹介が必要  
であると判断。メデット（糖尿病薬）の服用は中止され、レバミピド  
（胃薬）とカンファタニン（鎮痛薬）が処方（甲2・287頁、甲4・81  
10 頁）。

このように、W氏の容態の悪化は、医学的知識のない東日本センター職員  
から見ても明らかであり、処遇首席もW氏を104号室から休養3号室に移  
し、監視カメラによる動静監視を指示しました。同様に医学的知識のない他  
の被収容者十数名が「W氏を早く医者に診せろ」と述べ、ホールに留まり帰  
15 室を拒否するほどであり、原医師意見書もこの点を重視しています（甲45  
の4頁）。

もとより、被収容者処遇規則8条は、「所長等は、新たに収容される者  
について、必要があると認めるときは、医師の健康診断を受けさせ、り病  
していることが判明したときは、病状により適切な措置を講じなければな  
20 らない」、及び同規則30条は、「所長等は、被収容者がり病し、又は負  
傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適切な措置を講じな  
ければならない」と定めており、東日本センター職員は、3月27日の時点  
で、W氏の容態悪化を認識しており、その後の容態によっては、救急搬送等  
「適切な措置」を講ずべき注意義務を負っていました。

25 3 かかる状況において、3月29日午後6時以降、W氏の容態は急変を見せ  
ます。その様子は、原告第4準備書面に詳しく記載したとおり、甲28のビ

デオにも映っています（その他の書証は引用する）。

【午後 6 時 6 分】うめき声を上げて、「要件あり」と書かれたボードを振り回す。職員が入ってきて車椅子に乗せる。

【午後 6 時 38 分】自力で車いすを動かすことができている。

5 【午後 7 時 04 分】ベッドに寝かせようとしたところ、W 氏が絶叫する。ベッドに寝られず、床にはいつくばる。

【午後 7 時 12 分】ベッドの上で体を反転させ、苦しみがきながら、「I'm dying」（私は死にそうだ）と声を発する（甲 16 の 3・178 頁）。

10 【午後 7 時 14 分】苦しみがきながらベッドから落ち、「I'm dying」と声を発する。部屋に来た職員によって、ベッドの上に寝かせられる（甲 15・75 頁、甲 16 の 3・178 頁、同 197 頁ないし 199 頁）。

【午後 7 時 23 分】大声を上げる。上半身裸になる。

【午後 7 時 32 分】大きな叫び声を上げる。頭にアイスノンを巻かれる。

【午後 7 時 35 分】「I'm dying, My heartache」などと職員に言う。

15 【午後 7 時 46 分】車いすに乗せられ、大きなうめき声。

【午後 7 時 59 分】車いすに座っていられず、ずり落ちて床に寝る。

【午後 8 時 00 分】床に寝て、大声でうめく。職員は床に毛布を敷くだけ。

「I'm dying, my heart」などとうめき声を上げる。

20 そして、午後 8 時以降は、職員らはベッドの上に寝かせることを諦め、W 氏を床で寝かせることにしました。W 氏はそれ以降も床の上で苦しみがながら転げ回っていましたが、職員らは救急搬送等の対応をしませんでした。

かかる状況について、原医師は、「W 氏の状況は、常軌を逸脱した状態です」、「W 氏の状態は明らかに異常です」、「むしろ映像を見ればはっきりします」、「そうである以上、その状況・病態を判断するために、しかるべき医療施設への搬送を行い対処する必要があると思います」（甲 4 5 の 4 頁）と述べています。

この点、被告は、「医学的根拠に基づかない原医師の抽象的な意見は、何  
ら注意義務違反を根拠づけるものではない」と主張しますが、本件では、入  
管職員が医療的対応をしなかったからこそ、午後6時以降のW氏の検査結  
果、診察結果などが存在しないのであって、客観的資料は甲28のビデオし  
5 かありません。にもかかわらず、甲28のビデオについての医学的評価をし  
ないまま、単に「抽象的意見」とする被告の主張には説得力がないといえま  
す。

原医師の意見書は、唯一の証拠である甲28のビデオをもとに、そこから  
導かれる医学的評価を述べているのであって、東日本センター職員の注意義  
10 務違反を裏付けるに足りるものといえます。これに対し、東谷医師の見解は、  
甲28のビデオに対する言及はなく、そもそも3月29日午後6時～8時の  
W氏の容態については何も述べていません。この点については、東谷医師に  
対する証人尋問により明らかにされるべきものと考えます。

15

以上